

2026年3月

寄託者各位

寶船冷蔵株式会社
代表取締役社長 中井 宏

改正標準冷蔵倉庫寄託約款への移行のご連絡

拝啓

貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、国土交通省において、標準冷蔵倉庫寄託約款の改正が行われ、2026年4月1日より施行されます。これは制定から60年以上が経過し、その間の時代変化や、民法・商法の改正があり、実態に即していないことや、新たに生じた課題などに対応できていないことが顕在化するところとなったため改正されました。

皆様ご存知のように、営業冷蔵倉庫（営業倉庫）は、倉庫業法により「倉庫業者は倉庫寄託約款を定め、その実施前に国土交通大臣に届け出なければならない。ただし国が定める標準寄託約款の場合は、届け出たものとみなす」となっております。

従って、2026年4月1日以降標準寄託約款に基づく寄託契約については、この改正標準冷蔵倉庫寄託約款を適用いたしますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

なお、改正後の約款については下記の方法にてご確認ください。

敬 具

記

・改正標準冷蔵倉庫寄託約款の確認方法

- 1) 各事業所の店頭掲示または弊社ホームページ (<https://housen.co.jp/>) より
*メール送付をご希望の場合は、担当までお申し付けください。
- 2) 国土交通省ホームページ（標準冷蔵倉庫寄託約款）
- 3) 一般社団法人日本冷蔵倉庫協会ホームページ

2026年4月1日以降の入出庫等については改正後の新約款を適用させていただきます。

2026年3月31日以前からの繰越在庫に関しても新約款を適用させていただきたく存じますが、その運用にあたりましては貴社の同意が必要となります。

本件にご同意いただけない場合は、2026年3月末日までにお取引のある弊社事業所までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

※期日までにご連絡がない場合は、ご同意を得られたものとして取り扱わせていただきます何卒事情をご賢察のうえ、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

以 上